

令和5年度 社会福祉法人 信濃友愛会 事業計画（案）

1. 法人理念・基本理念

《法人理念（スローガン）》

人と人とがめぐり合い、愛と愛とが出逢うところ
～共に楽しみ、共に生きる～

《基本理念》

- ひとり一人の存在が大切にされるところ
- みんなの個性が發揮できるところ
- 安心と安全を提供できるところ

2. 法人重点方針

① 重点方針

- ◇小さな権利侵害を気づける法人をめざす。
- ◇障害者差別解消法及び虐待防止法、障害者総合支援法等を理解し、業務に努める対応に努める。
- ◇法人研修や専門研修に出席し、職員の支援の質を高めると共に、家族や関係機関との連携を深める。
- ◇法人内連携のある「事業継続と復旧計画（B C P）」整備を進める。

② 主な事業計画

4月 3日（月）	辞令交付
5月 10日（水）	フレッシュ＆リフレッシュ研修（事業所巡り研修）
6月	評議員会・理事会
7月	重点方針の強化月間①（各事業所毎の面談）
8月 19日（土）	法人職員人権研修①
9月	重点方針の強化月間②
10月 14日（土）	秋の法人職員全体研修②
11月 20日（土）	法人職員人権研修③
12月	評議員会・理事会／（懇親会・歓送迎会）
3月 23日（土）	法人職員全体研修④

- その他
- 管理者会・幹部会・倫理委員会等各種委員会（毎月）
 - 法人・四賀アイ・アイ周年企画の検討実施
 - 高齢化対策の法人冊子の企画検討
 - 短期長期構想のあり方検討

令和5年度 障害者支援施設 四賀アイ・アイ 事業計画

【重点目標】

『利用者さんへの優しく丁寧な関わりから、毎日の安心と楽しみを支えよう！』
～元気な挨拶と利用者さんが困らない職員連携を意識する～

【事業の目的】

利用者ひとり一人の人生と個性と障がい特性が尊重され、この仕事の専門性と情熱・思いやりをもった職員の創意工夫によって、楽しみな個別対応や文化活動、豊かな生活が提供され、様々な人々との交流があり、家庭的な温かい雰囲気のなか、自然と笑顔が溢れる事業所を目指します。

【事業の方針】

- ①活動・イベント・個別対応でわくわく感あふれる笑顔を増やします。
- ②利用者支援に常に職員連携・チーム支援を意識した人材育成を目指します。
- ③利用者・職員の健康・安全の環境づくりを大切にします。

【事業計画・内容】

(1) 施設入所支援 (定員 35名)

- 夜間の見守りと見回りから安心と安全を提供していきます。
- 休日の余暇の過ごし方を工夫していきます。

(2) 生活介護 (定員 50名)

- 楽しみと可能性の追求と文化的活動の追及をします。
- お楽しみとわくわく感ある行事を企画します。

(3) 短期入所 (緊急時短期入所含む)・日中一時事業の実施

- 地域貢献として事業所ができる又するべき在宅支援を支えます。

◎健康面の配慮と楽しい食事

- 個々の健康面の配慮をご家族や医療と連携をし、安全で安心な生活を提供します。
- 個々に合ったより楽しい食事（メニュー、イベント等）を工夫します。

◎障害特性の理解を内外の研修でスキルアップ

- 研修の振りりができ、職員間の議論が活発に交わされる機会を設けていきます。

◎利用者と職員に安心な風呂場・脱衣場・洗濯室の改修を進めます。

◎チーム支援を意識した支援

- G・係内の意見交換を活発化させ、利用者を困らせない職員連携を意識します。
- 新職員や実習生への対応の強化を図ります。

◎個別支援計画の見直しからあり方を再検討します。

◎主な年間行事計画

- 利用者の笑顔の為に、地域の感染状況を判断し外出企画も検討してゆく。
- 利用者の見通しのもてる行事周知をしてゆく。

令和5年度 多機能型事業所 あいらいふ南原 事業計画

【重点目標】

『“なんでだろう？”を“そうだったのか！”に繋げる支援をします』

【事業の目的】

障害のある方の日中の居場所として、「明日も楽しみに」来ていただけるよう人に権を守り個性を尊重しながら、安全・安心で快適な生活を送って頂けるよう支援をします。

【事業の方針】

- ① “安全”と“安心”を感じられる環境を整備します。
- ② 地域に開かれた事業所をめざし地域貢献をします。
- ③ 利用者の困り感（ニーズ）を把握し、計画相談と個別支援計画に基づいた支援をします。サービスを提供するにあたっては利用者の家庭・関係機関とよく連携を取っていきます。
- ④ 職員は自らの目標を掲げ、研修会や勉強会（事業所内）に参加し、自己研鑽に努めます。

【事業計画・内容】

(1) 生活介護（定員10名）

～チャレンジ！あなたが笑顔で活躍できる場所を作ります。～

- ① 安心して生活できるように工夫しその人に合った支援を行います。
- ② 心身ともに健康な体作りをします。
- ③ あなたの得意なことを見つけ自信につなげます。

(2) 就労継続支援B（定員10名）

～仕事に自信を持って取り組める環境を作ります。～

- ① 個々の思いを汲み取り、目標を明らかにして取り組むことで達成感が得られ自信に繋がるよう支援をしていきます。
- ② 工賃向上を目指し、同業、他業種の方々と連携を図っていきます。

令和5年度 共同生活援助事業所(グループホーム) 事業計画

【重点目標】

『ひとりにはしないよ。みんなで助け合おう！』

【事業の目的】

日中活動と夜間の生活の場を完全に分離し、少人数の「より家庭に近い」場を提供しながら、利用者が地域において自立した日常生活や社会生活が送れるよう総合的に支援します。

【事業の方針】

- ① 利用者一人ひとりが各グループホームでの暮らしに困り感がなく安心して暮らせるよう、きめ細かい支援を行う為に、利用者及び職員と話す時間の工夫に努めます。
- ② サービス管理責任者を中心に正規支援員、世話人、家族、各関係機関と情報提供及び情報確認をし、サービスが迅速に行えるように努めます。
- ③ 計画相談・個別支援計画を意識した支援と振り返りを行います。

【事業計画・内容】

(1) 共同生活援助事業所 寒梅 (5名)

- ① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、通院支援、他事業所及び就労先との連携、又必要に応じて送迎調整等）を行います。
- ② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

(2) 共同生活援助事業所 茶楽 (4名)

- ① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、通院支援、他事業所及び就労先との連携、又必要に応じて送迎調整等）を行います。
- ② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

(3) 共同生活援助事業所 よつば (7名)

- ① 夜間や休日、共同生活を行う居宅で相談や日常生活の援助（買い物支援、余暇支援、通院支援、他事業所及び就労先との連携、又必要に応じて送迎調整等）を行います。
- ② 非常時に対応できるように避難訓練を行い、避難の仕方を学びます。

(4) グループホームごと、スタッフ、他事業所との連携

- ① 運営会議
管理者・サビ管・生活支援員が毎月集まり、現状把握及び利用者支援の方向性の確認を行います。

② グループホームごとの世話人連絡会

- ・管理者・サビ管・生活支援員・各グループホーム世話人が毎月集まり、各利者のモニタリングを行います。
- ・各会議(研修会・支援会議・医務連絡会)の報告及び情報共有を行います。

③ 居宅介護事業所との調整連絡・連携

- ・毎月、身体介護の調整、利用者余暇支援の調整を行います。

④ 支援会議への参加

- ・各利用者の支援会議への参加を行います。

⑤ 医務連絡会への参加

- ・サビ管、必要に応じて支援員が参加します。

⑥ 各種研修会等への参加

- ・世話人・サビ管・管理者が研修へ参加し、専門的知識及び情報収集等を行います。

⑦ 避難訓練の実施

- ・管理者・サビ管・生活支援員・世話人・利用者が年2回(5月、11月)行います。

⑧ 自己チェックの実施

- ・生活支援員・世話人・サビ管・管理者が年2回(9月、3月)日々の支援の振り返りを行います。

令和5年度 障がい児者暮らし支援事業所 あいさぽーと 事業計画

【重点目標】

『ひとりにしない～あなたの暮らしを応援します～』

【事業の目的】

かかわる全ての人が障がいを理由になにかをあきらめることなく、ちいさな幸せに気づき・共感し合い・ひとりひとりが価値ある存在であることを発信していきます。

【事業の方針】

- ① 法人の理念に基づき、地域に根付いた事業所を目指します。
- ② あらゆる権利を尊重し、より本人らしい暮らしの実現を応援します。
- ③ 利用者・家族及び職員等、かかわる全ての笑顔を大切にします。

【事業計画・内容】

(1) 居宅介護事業等

① 居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助 等)

地域で暮らす利用者の、入浴・排せつまたは食事・調理・洗濯・掃除などの生活援助、通院の介助を行います。

② 行動援護

外出を通じて様々な経験を積むサポートをします。その際に生じ得る危険を回避するために必要な支援を行います。

③ 同行援護

視覚障害のため移動・外出に困難を有する際、必要な支援を行います。

④ 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対し、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(2) 移動支援事業<地域生活支援事業に基づくサービスの提供>

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等に参加する為の支援を行います。経験が自信につながるよう、関係機関と連携しサポートします。

(3) 福祉有償運送事業

さまざまな事情から単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、個別輸送サービスを提供します。

(4) 職員のスキルアップとフォローアップ

障害福祉に止まらずさまざまな分野にわたり豊かな探求心を持ち続けます。支援の振り返りを大切にし、職員同士のモチベーション向上に努めます。

令和5年度 障がい者相談支援センターあいほっと 事業計画

【重点目標】

『 あなたらしい明日を迎えられるために、つなぎます 』

【事業の目的】

障がいのある方が安心して暮らしていくよう、様々な機関と連携しながら、ご本人の持つ力を活かした相談支援を提供することを目的とします。

【事業の方針】

- ① 松本市相談支援体制の確立に向けて、各関係機関（行政、松本市障がい者基幹相談支援センター、事業所等）と協働していきます。
- ② 松本市自立支援協議会、松本市相談支援事業所連絡会等に参加し、地域の共通の課題を把握しながら、フォーマル・インフォーマルな社会資源の活用及び開発に努めます。
- ③ 松本圏域の相談支援体制（地域生活支援拠点等事業含む）の構築に向け、関係機関との連携した取り組みを行います。
- ④ 松本市からの委託相談を受託し、地域生活支援事業実施要綱に基づき業務を行います。
- ⑤ 法人内外の研修会への参加や定期的なケース検討等を通じ、相談支援の質の向上に努めます。

【事業計画・内容】

(1) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

① 基本相談

松本圏域の障がいのある方が地域で安心して生活するための相談及び支援を行います。

② 計画相談

- ・福祉サービス等の利用に関する調整を行います。
- ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング（計画の見直し等）を行います。
- ・行政、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者、サービス提供責任者等と連携し、支援の向上を図ります。

(2) 指定一般相談支援事業

① 地域移行支援

- ・障害者支援施設等に入所されている方、又は精神科病院に入院されている方が地域生活に移行していくための相談、外出同行支援等を行います。
- ・地域生活移行支援計画の作成及び見直しを行います。

② 地域定着支援

- ・単身等で生活され、緊急の支援体制が必要と見込まれる方に対して 24 時間 365 日の連絡体制の確保、緊急の訪問や相談等の対応を行います。
- ・定着支援台帳と地域定着支援計画の作成及び見直しを行います。

(3) 地域生活支援事業（委託相談）

① 松本市総合相談支援センター事業

身近な相談窓口として、インタークから必要な資源に繋げる丁寧な対応を行います。社会資源の活用及び社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介、関連会議への出席及び松本市自立支援協議会への参画等、松本市障がい者基幹相談支援センターとも連携して取り組みます。

② 松本市障がい者基幹相談支援センター事業

- ・総合的・専門的な相談及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組み、地域移行・地域定着支援の促進、権利擁護・虐待防止及び意思決定支援、松本市自立支援協議会の有効的な運営等を行政と連携して取り組みます。
- ・主任相談支援専門員（非常勤職員）として体制整備等の取り組みを関係機関と連携して取り組みます。

*主任相談支援専門員（非常勤職員）の令和5年度の委託については詳しく示されておりません。その為、見込みで作成しておりますので修正する可能性もあります。